

令和6年度 第3回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和7年3月21日（金） 午後2時から3時30分まで	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、稲垣守副委員長、飯島徳哲委員、後藤恵子委員、都築雅子委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、原恵美子委員、太田崇委員、牧原信介委員、近藤尚樹委員、山北佑介委員、本多純代委員、佐野岸子委員、藤田千恵子委員
	事務局	ふれあいサービスセンター（所長、担当）
	庶務	障害福祉課長、障害福祉課障害福祉係係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	欠席者	岡本雅彦委員、平河太郎委員、池田真悟委員、大久保みどり委員、大見満宏委員、数内敏彦委員、小川正人委員、鈴木康仁氏
次第	1 議題 （1）令和6年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について （2）日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価の改善策について （3）日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価について （4）日中サービス支援型共同生活援助評価の手引きについて （5）安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの改正について （6）安城市強度行動障害者事業費助成金要綱の改正について	

（典 礼）

皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第3回安城市自立支援協議会を開催します。私は本日、この会の進行を務めさせていただきます、安城市障害福祉課長でございます。

それでは、ここからは、着座にて失礼します。

最初に、いくつか確認とご案内をいたします。まず、本日の資料の確認です。事前にホチキス止めした資料を送らせていただいておりますが、お手元にごございますでしょうか。

次に、本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日、市公式ウェブサイトで公開します。ただし、議題2及び3のみ非公開とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

また、委員には聴覚障害のある方が見えますので、手話通訳者がおります。通訳を行うため、発言する際はお名前を名乗るときから、できるだけゆっくりはっきりと、ご発

言いただきますようお願いします。

なお、本日、安城市医師会の岡本委員、安城市小中学校長会の平河委員、愛知県立安城特別支援学校の池田委員、刈谷公共職業安定所大久保委員、安城商工会議所の大見委員、安城地域精神障がい者家族会の藪内委員、共生のまち部会の小川委員、委員ではございませんが、西三河南部西圏地域アドバイザー鈴木康仁様の8名から欠席の連絡をいただいております。また、本市の福祉部長と福祉部次長は、他の会議と重なっておりまして、申し訳ございませんが、欠席させていただいております。

それでは、ただ今から、令和6年度第3回安城市自立支援協議会を始めます。

委員長挨拶

みなさまこんにちは。委員長の神谷でございます。今回は今年度最後の協議会であり、日ごろ活発に地域課題に取り組んでいる共生のまち部会の取組みの報告がございます。また、日中サービス支援型共同生活援助の評価について、これまで、この評価の指標が明確でなく、評価しづらいという声がありましたので、事務局が評価の手引きの案を作成しました。今後はこの手引きに基づいて日中サービス支援型共同生活援助の評価をしていくことになりますので、十分に審議していただくようよろしくお願いします。それでは、委員各位の活発な議論を期待しまして、私からのあいさつに代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(典 礼)

ありがとうございました。それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長をお願いします。

1 議題

(1) 令和6年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について

(神谷委員長)

それでは、議題1「令和6年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について」説明をお願いします。

【太田委員、牧原委員が説明】

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などがありましたらご発言願います。

(稲垣委員)

合理的配慮が義務化されたということで、障害者、事業者に求められることもあると思いますが、合理的配慮とは具体的に何を指しますか。合理的配慮の詳細は難しいと思います。当事者同士での話し合いが必要になると思います。それをやらないと求める方は何を求めて、やる方は何をやるのかが分からなくなると思います。

(牧原委員)

合理的配慮はかなり漠然としています。現状は対話が必要となります。障害をもっていただくという考えから、今では対話を持つようになりました。そこから建設的な話し合いはまだ行われておらず、差別をされていたためステップアップは難しいと思います。まずは対話をしてそこから建設的な話になると思います。現状では具体的なものが見えていない状況です。

(稲垣副委員長)

牧原氏と太田氏の2人で13部会をまとめているのですか。

(太田委員)

委員名簿の会長小川、副会長の太田、牧原の3人で各グループを手分けして意見をまとめています。

(稲垣委員)

各々の仕事がある中でのそうした各グループでの取りまとめについて、手当てなどがありますか。

(太田委員)

手当てはありません。

(稲垣委員)

各グループの取りまとめなどは仕事と+αなので、仕事につながっているとは思いますが、今は3人しかいないので大変だと思います。時間的な支援や会社への支援など市からも余裕をもって仕事と両立できるような支援体制を整えていく必要があると思います。

(2) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価の改善策について

【非公開により省略】

(3) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価について

【非公開により省略】

(4) 日中サービス支援型共同生活援助評価の手引きについて

(神谷委員長)

次に議題4「日中サービス支援型共同生活援助評価の手引きについて」説明をお願いします。

【障害福祉課課長補佐が資料4に基づき説明】

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について何かご意見などがありましたらご発言願います。

(神谷委員長)

評価委員は誰が行うのですか。

(障害福祉課課長補佐)

共生のまち運営会議でお願いしています。共生のまち部会の会長、副会長、地域拠点コーディネータの山北委員、医療的ケアコーディネーターの本多委員に運営会議で評価してもらいます。

(神谷委員長)

新しいことが始まるので負担になるのではないかと思います。新しいことを行うならそれなりの休みや対価がないといけないのではないかと思います。手当てなどボランティアで行うよりはお金を出さないと評価する方が大変になると思います。正しい評価ができるのでしょうか。

(障害福祉課長)

報酬などは準備していません。運営会議や自立支援協議会で福祉をどう良くしていこうか考えながらみなさんに参加していただいています。市としては心苦しいですがみなさんの協力のもと成り立っているわけですので、今後も協力をお願いします。

(稲垣副委員長)

町内会には70歳まで働いている人がいます。それは生活に余裕がないことを表しているのです、交通費や昼食代を手当てとして支給するといいいのではないかと思います。

(障害福祉課長)

ご提案という形で受け止めたいと思います。障害だけでなく、高齢の分野でも同じような状況になっている現状です。ご提案は福祉部で共有していきたいと思います。

(太田委員)

評価シートについて提案したいと思います。23、24ページの2番の強度行動障害、医療的ケアの体制についてのシートで、指標としては実際の受け入れ実績について、シンプルに書くと1人、2人、何件という書き方で終わってしまいます。医療的ケアについては幅広いので、できたら具体的に書いていただけるといいと思います。例えば胃瘻だけと人工呼吸、吸引などは幅があるので具体的な内容を記入してほしいと思います。他にも24ページのシートについて、地域との交流、地域住民との実績について、1回の交流と10回の交流でも同じ参加しますという括りにされています。1回の参加で本当の交流が生まれているのか、評価が難しいと思います。住民が何人来たなど実数を挙げてほしいと思います。具体的な方が実態が明らかになると思います。

(障害福祉課課長補佐)

記入例を用意して、そこで具体的なことを書いて促すことができたと思います。記入例は事務局にお任せいただけたらと思います。今回正誤表で配らせていただいた19ページの表だけではなく、24ページのNo.5の評価表が抜けていました。訂正としてお願いします。

(神谷委員長)

他にご意見がないようですので、「日中サービス支援型共同生活援助評価の手引きについて」は原案のとおりとします。

(5) 安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの改正について

(神谷委員長)

次に、議題5「安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に

関するガイドラインの改正について」説明をお願いします。

【障害福祉課課長補佐が説明】

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などがありましたらご発言願います。

(神谷委員長)

ガイドラインで大きく変わったところを教えてください。

(障害福祉課課長補佐)

訪問入浴の月の上限を9回から10回にすることと、他のサービスで入浴介助していないと14回までを上限とすることです。

(神谷委員長)

回数が増えるとその分負担額も増えてくると思います。無料で9回から14回というわけではないのでしょうか。

(障害福祉課課長補佐)

訪問入浴の自己負担額は基本1割、利用が増えると自己負担も増えます。

(神谷委員長)

サービスを受ける人の収入に関わらず自己負担は変わらないのですか。

(障害福祉課課長補佐)

市民税が非課税の場合は無料になります。

(神谷委員長)

高齢者でも収入が多くある人はいます。そういう人には負担を求めてもいいのではないかと考えます。

(稲垣副委員長)

14回といわず、できたら毎日入浴させてあげたいと思います。障害者自身は自分でお風呂に入れないので、洗ってもらえると喜ぶと思います。夏は特にそうだと思います。

(近藤委員)

回数を増やしてほしいです。自分は回数が増えても入浴させてくれる事業所がないので入れずにいます。

(稲垣副委員長)

設備がないのか、人材が不足しているのか、どちらの課題がありますか。

(障害福祉課課長補佐)

訪問入浴については利用者が多く、希望されてもできない実態があります。車、人のどちらが不足しているかは把握できていませんが、一般的にはヘルパーが不足しています。

(稲垣委員)

訪問入浴に関しては自立支援法に基づくものなのですか。

(障害福祉課課長補佐)

今は障害者総合支援法に基づくサービスとなっています。

(稲垣委員)

その場合、区分ごとで入れる回数が変わってきますか。どの区分でも一律ですか。

(障害福祉課課長補佐)

区分は関係ありません。

(稲垣委員)

通常の身体介護と訪問入浴介助は別ですか。

(障害福祉課課長補佐)

訪問入浴のサービスでは入浴設備を運搬して入浴してもらいます。身体介護ではご自宅のお風呂での入浴介助をします。

(稲垣副委員長)

入りたいけど設備がないと入れないと思います。市から会社に対して援助して、市から回数が増えるような設備を整えていく必要があると思います。

(障害福祉課課長補佐)

令和4年からプロジェクトチームの提言で訪問入浴の対価が低すぎるという指摘がありました。改善のために今回は回数の上限をあげることとなりました。

(太田委員)

高齢者も同じ入浴サービスの事業所を利用しています。高齢者も使う人が増えていきます。事務所や車を増やしても対象者増加に追い付かないのが現状です。もう1つの課題として何分入浴したかが反映されづらいことが挙げられます。短い人だと5分で入浴が終わってしまい、事業所としては低いコストで済むため利益をあげやすくなっています。そのため症状が重い人だと医療的な問題、人手の問題から組み込んでもらいづらくなっています。

(稲垣副委員長)

市役所との情報共有が大切だと思います。高齢者との問題があれば、高齢福祉課、障害福祉課でうまくまとめてほしいと思います。

(神谷委員長)

他にご意見がないようですので、「安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの改正について」は原案のとおりとします。

(6) 安城市強度行動障害者事業費助成金要綱の改正について

(神谷委員長)

次に議題6「安城市強度行動障害者事業費助成金要綱の改正について」説明をお願いします。

【障害福祉課課長補佐が説明】

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などがありましたらご発言願います。

(ふれあいサービスセンター所長)

強度行動障害者は現在も増えています。安城市のサービス全体として取り組んでいき

たいと思います。

(神谷委員長)

例外的な方も受け入れ先がないと居場所を失ってしまいます。公的に面倒を見るしかありません。受け入れ先を探してもらう必要があります。

(神谷委員長)

他にご意見がないようですので、「安城市強度行動障害者事業費助成金要綱の改正について」は原案のとおりとします。

以上を持ちましてすべての議題を終了します。議事の進行につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(障害福祉課長)

資料はありませんが、安城市障害者福祉計画策定委員会の委員の選任についてのお願いがあります。来年度から次の安城市障害者福祉計画の策定に向けて策定委員会を立ち上げます。通例に従うと、計画策定委員会の委員は自立支援協議会の委員のうち、公募市民、共生のまち部会からの選出の方を除く委員の皆様にご協力をお願いいたします。委員の任期は令和7年9月から令和9年3月までの2か年をお願いする予定です。新年度になりましたら改めて依頼をさせていただく予定です。お忙しいところではありますが、ご協力お願いします。

閉 会

(典 礼)

ありがとうございました。最後に閉会にあたり、安城市障害福祉課長から、お礼のあいさつを申し上げます。

(障害福祉課長)

本日も多くの議題、当事者の声、現場の声、課題の共有ができたのかと思います。ありがとうございます。この自立支援協議会の特色が共生のまち部会での地域の課題について取り組んでいることであり、障害福祉の向上につながっていると思います。ありがとうございます。令和7年度からは計画策定を進めていく中で皆様のご協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

(典 礼)

以上で令和6年度第3回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。